

北陸圏広域地方計画協議会準備会設置要綱

(趣旨)

第1条 広域地方計画の策定及びその実施に関し必要な事項について協議するため、北陸圏広域地方計画協議会準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 準備会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 広域地方計画の策定に関し必要な事項
- 二 広域地方計画の実施に関し必要な事項

(組織)

第3条 準備会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 準備会は、必要に応じて、その円滑な運営を補助するため、「幹事会」を設けることができる。
- 3 準備会は、必要に応じて、専門的な事項を検討するため、「専門分科会」を設けることができる。

(会長及び会長代理)

第4条 準備会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、準備会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長が委員の中からあらかじめ指名する会長代理がその職務を代理する。
- 5 会長及び会長代理の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 準備会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者を協議会の会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 準備会は、必要に応じて、隣接圏域間の連携・調整を行うため、隣接圏域との合同協議会を行うものとする。
- 4 この設置要綱に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、北陸圏広域地方計画協議会準備会運営要領で定める。

(協議結果の尊重)

第6条 会議において協議が調った事項については、準備会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第7条 準備会の庶務は、北陸地方整備局企画部及び建政部並びに北陸信越運輸局企画観光部において処理する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この設置要綱は、平成19年1月22日から施行する。

第2条 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の規定に基づく国土形成計画が定められた場合には、第1条を以下のとおり改める。

「第1条 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第10条の規定に基づき、広域地方計画の策定及びその実施に関し必要な事項について協議するため、北陸圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。」

【別表】

警察庁中部管区警察局長
総務省北陸総合通信局長
財務省北陸財務局長
厚生労働省東海北陸厚生局長（地方厚生局代表）
〃 近畿厚生局長
農林水産省北陸農政局長
〃 中部森林管理局長
〃 近畿中国森林管理局長（森林管理局代表）
経済産業省中部経済産業局長（経済産業局代表）
〃 近畿経済産業局長
国土交通省北陸地方整備局長（地方整備局代表）
〃 近畿地方整備局長
〃 北陸信越運輸局長（地方運輸局代表）
〃 中部運輸局長
〃 大阪航空局長
〃 第八管区海上保安本部長
〃 第九管区海上保安本部長（管区海上保安本部代表）
環境省中部地方環境事務所長
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
長野県知事
岐阜県知事
滋賀県知事
京都府知事
富山県富山市長
富山県朝日町長
石川県金沢市長
石川県津幡町長
福井県福井市長
福井県高浜町長
北陸経済連合会会長
富山県商工会議所連合会会長
石川県商工会議所連合会会頭
福井県商工会議所連合会会頭